



花 王

須賀川市立第三小学校
 学校だより NO. 7
 平成30年9月12日
 発行者 校長 須田元大

○深く考える子ども ○明るく思いやりのある子ども ○強くたくましい子ども

◎朝の車での送迎について

最近、登校の時間帯に、車で校地内（体育館前の駐車場）に入り、お子さんを降車させる保護者の方がいます。

事故が起こる前にぜひ、やめてください

けがや体調不良、持参物が多い等の理由でどうしてもお子さんを送る必要がある場合は、近くのヘアサロンヨシダさん、マツヤスーパーさん、水野バッティングセンターさんの駐車場を「朝の時間だけ」利用させていただけるよう協力していただいています。そちらを使わせていただけてください。

先日も、学校の駐車場から牡丹園方面に急に出た車があったために、「ぶつかりそうになった。何とかしてほしい」と苦情の電話があったばかりです。朝の時間帯は、教職員の車が入ってくる中で出て行く車があることは危険ですし、三小前の歩道を三小、三中の児童生徒と自転車の高校生が通ります。

※校舎北側の通用門前も同様です。（許可車以外は通行できません）

きまりとマナーを守って、安全な登校ができるよう御協力よろしくお願いします。

◎夏季休業中の表彰の追加です。

◇第63回たなばた展

<銀河賞> 1年 梅宮 百花

◎SNS・ネット利用の状況と家庭のルール・フィルタリングの実態

1学期末の授業参観の際に、保護者の皆さんに御協力いただいたアンケート（5月）の結果をまとめて配付しましたが、今回、福島県全体の結果がまとまりましたので、その結果の概要と考察を裏面に掲載しました。

※アンケート項目ごとのくわしい結果をお知りになりたい方はお問い合わせください。

保護者の皆さんは、十分に理解されているとは思いますが、SNSにせよ、タブレットにせよ、外の世界とつながる機器を子どもだけで使わせることは危険です。大人並みの理性と判断力と知識がないと大変危険です。トラブルが起こってからでは遅いです。

「子どもがやったことだから」「謝ればなんとかなる」で済む場合と済まない場合があります。くれぐれも、ログインIDとパスワードはしっかりと管理し、子どもに教えないようにして、ご自分で入力することをお勧めします。

便利さの裏にある危険性、悪質性、そして成長過程にある子どもの脳に与えるスマホの影響等を十分に理解した上で、お子さんに与えてくださいますようお願いいたします。

福島県小学校長会生徒指導部アンケート調査結果の概要

SNS・ネット利用の状況と家庭のルール・フィルタリングの実態

(%; 全児童数に対する割合)

- 児童回答では、平日にSNSを利用している児童は、約30%で、利用している児童の90%は、2時間未満の利用状況でした。しかし、少数ではありますが、3時間以上利用している児童が全体の1.6%ほどおりました。
- 休日におけるSNSの利用状況は、平日と同様の傾向にありますが、平日よりもSNSを利用する児童が若干増え、利用時間も増えています。特に、長時間(3時間以上)利用する児童は、倍増しています。
- ネット利用のルールを決めている家庭は約60%にすぎず、約40%の家庭ではルールが無いという実態が分かりました。さらに、保護者はルールを決めていると思っても、児童がルールとしてしっかり認識していない家庭が約6%見られました。
- ルールの遵守傾向については、児童の約4人に1人が「あまりルールを守っていない」と回答しています。
- 子どもが使用している機器にフィルタリング機能を設定しているのは、約半数にとどまっています。フィルタリング機能を利用しない理由としては、「家族所有の機器を使わせているから」(62.0%)が最も多く、次に「フィルタリング機能やその設定の仕方を知らないから」(10.8%)となっています。

ご家庭でぜひ確認していただきたいこと

SNSを介したトラブルについての学校への調査では、県内の17.7%の小学校で、トラブルを把握し、その対応を行っています。SNS利用上のトラブルは、「SNS上での言葉のトラブル」「SNS上への画像等の個人情報の掲載」「SNSを介して知り合った人との接触」などがありました。近年、SNSを介したトラブルは、増加傾向にあり、かつ悪質化・巧妙化しています。また、長時間使用による生活の乱れも数多く報告されており、今後、『ネット依存症』になることも心配されています。



本年2月1日に施行された改正「青少年インターネット環境整備法」では、18歳未満のスマホ・携帯の利用を把握・管理して、教育するのは「保護者の責務」と定めています。以上のことから、ネットの危険から子どもたちを守り、安心して上手にネット端末を利用できるように、以下の内容を確認してください。

- | |
|---|
| ① ネット端末機器を購入する必要性、購入した目的を子どもと(再)確認する。 |
| ② 必ずフィルタリングをする。(設定の仕方が分からない場合は、各通信会社へお問い合わせください。無料で設定ができます。)
※青少年インターネット環境整備法：18歳未満には必ずフィルタリングする。 |
| ③ 利用する際の家庭内のルールを子どもと相談して決め、文章化しておく。決めたルールが守られているか定期的に話し合い、見直す。 |
| ④ インターネットの特性(情報モラル、セキュリティ、フィルタリング)や危険性を保護者が積極的に学び、子どもと確認する。 |
| ⑤ 子どもがどんな使い方をしているか確認する。(家の中だけでなく、外での使用も含めて) |
| ⑥ 保護者自身が適切なインターネット利用を心掛け、手本となってよいマナーを学ばせる。 |
| ⑦ 困ったことが起きたときは、学校や下記の専門機関に相談する。
<相談機関>
○ 警察庁相談ホットライン #9110
○ 匿名通報ダイヤル(警察庁) 0120-924-839 http://www.tokumei24.jp/
○ 都道府県警察の少年相談窓口 http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html
○ 24時間子供SOSダイヤル(文部科学省) 0120-0-78310
○ 消費者ホットライン 188 |

※お子さんをネット被害から守るために、よろしくお願いします。